

契約書についての留意事項

1. 未成年者の場合の注意事項

未成年者が契約をする場合は、原則として法定代理人（通常は親権者）の同意が必要です。（民法第4条）※未成年者が結婚をしている場合等の例外を除く
また、主たるサービスの対象者が児童の場合、利用者（契約の相手方）は保護者になります。

○未成年者（18歳以上20歳未満）との契約書の参考記載例

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

〇〇〇〇年〇月〇日

事業者 住所
事業者名
代表者氏名 印

利用者 住所
氏名 印

法定代理人として、利用者〇〇 〇〇が契約を締結することを同意します。

法定代理人 住所
氏名 印

○主たるサービスの対象者が児童（18歳未満）の場合の契約書の記載例

〇〇〇〇（以下「利用者」という。）と□□□□（以下「事業者」という。）は、△△△△が事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

※〇〇〇〇は保護者氏名、□□□□は事業者名（法人）、△△△△は児童の氏名
<中略>

〇〇〇〇年〇月〇日

事業者 住所
事業者名
代表者氏名 印

利用者 住所
氏名 保護者名 印
併記（児童名）